

# 香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（案）の概要について 提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

子ども政策課 青少年育成グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3207/FAX:087-806-0207

E-mail:kosodate@pref.kagawa.lg.jp

令和元年12月9日から令和2年1月8日までの1カ月間、香川県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（案）の概要について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1人から2件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

## 〈ご意見の提出者数〉

個人	1件
企業	0件
団体	0件
合計	1件

## 〈提出されたご意見の数〉

条例による規制に関すること	2件
合計	2件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>条例による規制に関すること</p>	
<p>本案を実施した場合、法律の範囲を越えた規制となり、憲法違反となると考える。仮に本案で示された「被害」があるというのであれば、法律の改正を国に働きかけるべき。</p>	<p>自画撮り画像がインターネット上に流出した場合、回収が極めて困難となり、将来にわたって悪影響を及ぼすこととなります。</p> <p>このため、条例を改正し、いわゆる児童ポルノ禁止法で規制されていない自画撮り画像の提供を求める行為について規制の対象とすることで、加害行為を抑止し被害を未然に防止することが必要であると考えております。</p> <p>また、本条例（案）は、法律と目的が異なり、条例の適用によって、法律の意図する目的と効果を阻害するものではないことから、今回の条例改正は憲法違反になるとは考えてはおりません。</p>
<p>本案で示された態様の画像・動画の撮影時において、その拡散に同意していた場合でも、後から撮影者を貶めるために、本案規制を利用する行為が危惧される。</p> <p>脅迫や詐術を用いた不当な行為の規制そのものには賛成。</p>	<p>自画撮り画像がインターネット上に流出した場合、回収が極めて困難となることから、その被害を未然に防止するため、青少年自身が自画撮り画像の拡散に同意しているかどうかにかかわらず、青少年に対し自画撮り画像の提供を求めることを条例で禁止するとともに、周知啓発に努めてまいります。</p>